

(事 務 連 絡)
業債第5号
平成28年4月1日

代理店引受金融機関本部
代 理 店 御中

日 本 銀 行 業 務 局

第十回特別弔慰金国庫債券の交付事務に関する留意点について

記名国債関係事務につきましては、平素格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、第十回特別弔慰金国庫債券の代理受領者への交付に際しては、関係規程に基づき、証券および印鑑票の所定欄に交付日付を表示して頂いております。

同国庫債券の初回の支払期日が到来する平成28年4月15日以降につきましては、これまでの記名国債と同様、所定欄への交付日付の表示に加え、その交付時点ですでに支払期日が到来している賦札の裏面上部および印鑑票の支払期欄上部にも交付日付を表示して頂くこととなりますので、念のためご連絡致します。

つきましては、本取扱いについて、関係規程をご確認のうえ、ご対応頂きますよう宜しくお願い致します。

【関係規程および掲載箇所】

国債事務例規集（代理店用） 「314 証券の交付年月日等の表示」

以 上

(本件に関する照会先)

日本銀行 業務局 国債業務課 国債証券業務グループ

福田（直通）03-3277-2080 <内線 6158>

小柳（代表）03-3279-1111 <内線 6162>